

## 平成 24 年度健全化判断比率等の公表 について

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

この法律は、地方自治体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化及び再生等を図るための計画を策定することとし、その計画の実施促進を図るための行財政改革を行うことにより、地方自治体の財政の健全化に資することを目的としています。

早期健全化及び再生等の計画策定の義務等を含めた全体の法律の施行は平成 21 年 4 月から、財政の健全性に関する指標の公表については、平成 20 年 4 月から施行されました。

今回公表するのは、平成 24 年度決算に基づく①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率（以下「健全化判断比率」といいます。）と資金不足比率の 5 指標です。（※各比率の意味は用語解説をご参照下さい。）

健全化判断比率のうち 1 つでも早期健全化基準以上である場合は財政健全化計画を、財政再生基準以上である場合は財政再生計画を定める必要があります。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

### 健全化判断比率及び資金不足比率

平成 24 年度決算に基づく八百津町の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおり早期健全化基準及び経営健全化基準を下回りました。

ただし、八百津町の財政状況が厳しいことには変わりなく、引き続き行財政改革を進め、財政の健全化に取り組んで参ります。

#### ■健全化判断比率

指 標	八百津町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	— (△10.36%)	15.00%	20.00%
② 連結実質赤字比率	— (△32.88%)	20.00%	35.00%
③ 実質公債費比率	10.8%	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	11.9%	350.0%	—

※ 実質赤字、連結実質赤字とならなかったため「—（該当なし）」で表示し、参考までに黒字の比率を（△）で表示しています。

#### ■資金不足比率

特 別 会 計	八百津町の比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0%
簡易水道事業特別会計	—	20.0%
公共下水道事業特別会計	—	20.0%
農業集落排水事業特別会計	—	20.0%

※資金不足とならなかった会計は「—（該当なし）」で表示しています。

## 用語解説

- ・ 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。15%以上で財政健全化団体に、20%以上で財政再生団体となります。

- ・ 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。20%以上で財政健全化団体に、35%以上で財政再生団体となります。

- ・ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、一部事務組合への負担金や公営企業会計に対する繰出金のうち元利償還金相当分なども要素に加えられています。

この比率が18%を超えると地方債を発行する際に、国の同意ではなく許可が必要になります。また、25%以上になると財政健全化団体となり一部の地方債の発行が、35%以上になると財政再生団体となり多くの地方債の発行が制限されます。

- ・ 将来負担比率

地方債の残高をはじめ一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。350%以上で財政健全化団体となります。

- ・ 資金不足比率

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。20%以上で経営健全化団体となり、公営企業の経営の健全化を図る計画を策定しなければなりません。

- ・ 標準財政規模

自治体が通常の行政サービスを提供するために必要な一般財源をどの程度もっているのかを表す指標で、普通交付税と地方税が主なものです。自治体の財政状況を一定の基準で分析する場合などに利用されます。

参考資料 1 : [健全化判断比率等算出方法](#)

2 : [総務省ホームページ](#)

3 : [岐阜県ホームページ](#)

## ○健全化判断比率の算出

※「実質収支比率」が黒字の場合、「実質赤字比率」は負の値で表示されます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額①}}{\text{標準財政規模}}$$



$$\frac{-398,713}{3,845,252} = -10.36\% \quad \text{黒字のため実質赤字比率} \text{ —}$$

普通会計	歳入総額 ア	歳出総額 イ	歳入歳出差引額 ア－イ ウ	翌年度に繰り越すべき財源 エ	実質収支額 ウ－エ オ
一般会計	6,031,379	5,613,001	418,378	19,665	398,713
合計					398,713 ①

※「連結実質収支比率」が黒字の場合、「連結実質赤字比率」は負の値で表示されます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額①+②+③+④}}{\text{標準財政規模}}$$



$$\frac{-1,264,700}{3,845,252} = -32.88\% \quad \text{黒字のため連結実質赤字比率} \text{ —}$$

公営事業(特別会計のうち 公営企業以外の特別会計)	歳入総額 ア	歳出総額 イ	歳入歳出差引額 ア－イ ウ	翌年度に繰り越すべき財源 エ	実質収支額 ウ－エ オ
国民健康保険特別会計	1,398,399	1,395,399	3,000	0	3,000
介護保険特別会計	1,030,321	960,292	70,029	0	70,029
後期高齢者医療特別会計	154,984	149,685	5,299	0	5,299
老人保健特別会計			0	0	0
合計					78,328 ②

公営企業(法適用)	流動資産 ア	流動負債 イ	算入される地方債の額 ウ	ア－イ－ウ エ	解消可能資金不足額 オ	資金不足・剰余額 エ＋オ カ	資金不足額 キ	事業の規模 ク	資金不足比率 キ／ク ケ
水道事業会計	789,295	3,297	0	785,998	0	785,998	0	237,049	—
合計						785,998 ③			

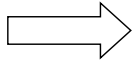
公営企業(法非適用)	歳入総額 ア	歳出総額 イ	算入される地方債の額 ウ	翌年度に繰り越すべき財源 エ	ア－イ－ウ－エ オ	解消可能資金不足額 カ	資金不足・剰余額 オ＋カ キ	資金不足額 ク	事業の規模 ケ	資金不足比率 ク／ケ コ
簡易水道事業特別会計	86,680	86,157	0	0	523	0	523	0	52,354	—
公共下水道事業特別会計	360,208	359,605	0	0	603	0	603	0	130,051	—
農業集落排水事業特別会計	73,655	73,120	0	0	535	0	535	0	12,601	—
合計							1,661 ④			

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金①} + \text{準元利償還金②}) - (\text{特定財源③} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④})}{\text{標準財政規模⑤} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額④}}$$

平成22年度	( 631,357 + 363,789 ) - ( 25,024 + 595,234 )	× 100 =	11.52139
	3,849,077 - 595,234		
平成23年度	( 615,081 + 335,488 ) - ( 25,443 + 573,019 )	× 100 =	10.68376
	3,868,740 - 573,019		
平成24年度	( 582,917 + 335,022 ) - ( 20,968 + 561,375 )	× 100 =	10.21951
	3,845,252 - 561,375		

実質公債費比率  
(3ヶ年平均)

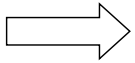
10.8 %



		平成22年度	平成23年度	平成24年度	
①地方債の元利償還金	地方債の元利償還金	ア	631,357	615,081	582,917
	うち繰上償還に係るもの	イ	0	0	0
		ア-イ	631,357	615,081	582,917
②準元利償還金	水道事業会計の地方債償還の財源に充てられたと認められる繰入金	ウ	650	630	542
	簡易水道事業特別会計の地方債償還の財源に充てられたと認められる繰入金	エ	25,948	26,384	27,359
	公共下水道事業特別会計の地方債償還の財源に充てられたと認められる繰入金	オ	222,900	204,700	215,400
	農業集落排水事業特別会計の地方債償還の財源に充てられたと認められる繰入金	カ	47,364	45,250	43,822
	一部事務組合等の起こした地方債償還の財源に充てたと認められる負担金	キ	66,927	58,524	47,899
	債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	ク	0	0	0
		ウ+エ+オ+カ+キ+ク	363,789	335,488	335,022
③特定財源	公営住宅使用料	ケ	25,024	25,443	20,968
④普通交付税基準財政需要額算入額	①地方債の元利償還金に係るもの	コ	392,226	387,209	378,821
	②準元利償還金に係るもの	サ	203,008	185,810	182,554
		コ+サ	595,234	573,019	561,375
⑤標準財政規模	標準税収入額等	シ	1,620,003	1,788,455	1,717,255
	普通交付税額	ス	1,864,673	1,819,597	1,861,638
	臨時財政対策債発行可能額	セ	364,401	260,688	266,359
		シ+ス+セ	3,849,077	3,868,740	3,845,252

$$\text{将来負担率} = \frac{\text{将来負担額①} - (\text{充当可能基金額②} + \text{特定財源見込額③} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額④})}{\text{標準財政規模⑤} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額⑥}}$$

将来負担比率



$$\frac{8,613,309 - (2,239,202 + 191,202 + 5,791,135)}{3,845,252 - 561,375} \times 100 = 11.9 \quad \mathbf{11.9\%}$$

		平成23年度	平成24年度
①将来負担額	一般会計等の年度末地方債現在高	ア 3,883,075	3,704,100
	債務負担行為に基づく支出予定額	イ 0	0
	簡易水道事業特別会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	ウ 242,511	228,129
	公共下水道事業特別会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	エ 2,820,245	2,541,348
	農業集落排水事業特別会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	オ 640,890	609,911
	水道事業会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額	カ 6,419	5,925
	加入する組合等の地方債の元金償還に充てる負担見込額	キ 147,587	118,334
	退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額	ク 1,406,194	1,405,562
	設立法人の負債額等負担見込額(土地開発公社)	ケ 0	0
	設立法人の負債額等負担見込額(第三セクター等)	コ 0	0
	連結実質赤字額	サ 0	0
	組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	シ 0	0
	ア+イウ+エ+オ+カ+キ+ク+ケ+コ+サ+シ	9,146,921	8,613,309 ①
②充当可能基金額		2,122,025	2,239,202 ②
③特定財源見込額	公営住宅使用料	222,184	191,202 ③
④基準財政需要額算入見込額		5,911,636	5,791,135 ④
⑤標準財政規模	標準税収入額等	1,788,455	1,717,255
	普通交付税額	1,819,597	1,861,638
	臨時財政対策債発行可能額	260,688	266,359
		3,868,740	3,845,252 ⑤
⑥基準財政需要額算入額		573,019	561,375 ⑥

## ○資金不足比率の算出

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

何れの公営企業会計も資金の不足額がないため資金不足比率 ー

公営企業(法適用)	流動資産 ア	流動負債 イ	算入される地方債の額 ウ	アーイーウ エ	解消可能資金不足額 オ	資金不足・剰余額 エ+オ カ	資金不足額 キ	事業の規模 ク	資金不足比率 キ/ク ケ
水道事業会計	789,295	3,297	0	785,998	0	785,998	0	237,049	ー

公営企業(法非適用)	歳入総額 ア	歳出総額 イ	算入される地方債の額 ウ	翌年度に繰り越すべき財源 エ	アーイーウーエ オ	解消可能資金不足額 カ	資金不足・剰余額 オ+カ キ	資金不足額 ク	事業の規模 ケ	資金不足比率 ク/ケ コ
簡易水道事業特別会計	86,680	86,157	0	0	523	0	523	0	52,354	ー
公共下水道事業特別会計	360,208	359,605	0	0	603	0	603	0	130,051	ー
農業集落排水事業特別会計	73,655	73,120	0	0	535	0	535	0	12,601	ー